

## 国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

### IRS 様式 W-8BEN、W-8BEN-E、W-8ECI、W-8IMY 及び 関連インストラクションの更新について

2021 年 12 月 17 日

米国内国歳入（Internal Revenue Service：以下「IRS」）は 2021 年 9 月に様式 W-8BEN、様式 W-8BEN-E 及び様式 W-8ECI の更新を、11 月に様式 W-8IMY の更新を相次いで公表した。今回の更新には主に、2019 年 12 月末に公表された内国歳入法第 3 章及び第 4 章における最終規則（T.D.9890）に加えて、米国非居住者による米国パートナーシップ持分の譲渡に係る内国歳入法第 1446 条(f)の追加及び IRS 通知 2021-51 が反映されている。本ニュースレターでは、新様式の変更点の概要を記す。

#### 1. 旧様式での受け入れ可能期間

W-8 等の IRS 様式が更新された場合、更新日から 6 カ月間もしくは更新日の属する年の暦年末のいずれか遅い日まで、旧様式を使用することができる。今回はいずれの更新日も 2021 年 10 月であることから、2022 年 4 月 30 日までは旧様式を使用することが可能となる。源泉徴収義務者は、新様式での提出を依頼するケースが多いようではあるが、法令上は上記の期限までは旧様式の提出を受け入れることができ、受け入れた様式の有効期限の終了までこれに依拠することができる。

#### 2. 新様式に共通する主な変更点

##### (1) 内国歳入法第 1446 条 (f)のための本人確認書類としての活用及び源泉徴収税に関する宣誓の追加

内国歳入法第 864 条(c)(8)及び 1446 条(f)の追加・改正にともない、2021 年 1 月 29 日以降（上場パートナーシップの場合は 2023 年 1 月 1 日以降）、米国非居住者が米国実質関連所得とみなされるパートナーシップ持分を譲渡する場合、譲受人またはパートナーシップは、例外規定の要件を満たさない限り、原則、支払金額に対して 10%を源泉徴収し IRS へ納付しなければならない。また、上場パートナーシップからの支払を仲介する金融機関にも、源泉徴収及び報告義務が課されることが最終規則化されており、2023 年からの新 QI 契約に詳細な規定が盛り込まれることが予定されている。新様式 W-8BEN、W-8BEN-E のインストラクションには、当該譲渡人が米国非居住者であることを宣誓する本人確認書類として活用されることが明記されるとともに、パートナ

シップ持分の譲渡に関して、米国内の恒久的施設に帰属せず租税条約に基づく恩典を適用させる場合の記載についてインストラクションで触れている。様式 W-8IMY では、内国歳入法 1446 条(a)及び(f)についての宣誓項目が追加されるとともに上場パートナーシップについての源泉徴収義務を引き受けるチェックボックスが追加された。

##### (2) 電子署名の補足ルールの追記

電子署名に関する補足ルールがインストラクションに追記された。様式 W-8 はこれまでも、電子署名が署名権限を有する者によって署名されたと合理的に判断される場合には有効であると認められており、その合理的な判断の例として、日時のスタンプが押され、電子署名されていることを示す声明を含むことが記載されていた。T.D.9890 の公表を受け、新様式のインストラクションには、電子署名されていることを示す声明がない場合においても、源泉徴収義務者は、電子署名されたことを裏付けるためその他の書類又は情報が提供されている場合には、当該電子署名された源泉徴収証明書に依拠できることとなった。

##### (3) 6050 条 Y 報告のための本人確認書類としての活用

6050 条 Y 報告とは、米国非居住者に対する生命保険等の支払いがある場合に IRS に対して必要となる報告であるが、この 6050 条 Y に基づく本人確認書類として様式 W-8 を活用することが、インストラクションに明記された。生命保険の販売者または 6050 条 Y の報告対象となる死亡給付金を受け取る米国非居住者は、そのステータスを示すため、6050 条 Y に基づく生命保険の発行者に様式 W-8 等の源泉徴収証明書を提出しなければならない。

##### (4) 外国納税者番号（Foreign Taxpayer Identification Number：以下「FTIN」）の提供不要を示すチェックボックスの追加

T.D.9890 に基づき、米国内に所在する金融機関に口座を開設し、米国源泉所得を受領する米国非居住者は、原則、様式 W-8 に FTIN の記載が必須であるが、以下

に該当する国・管轄区域の居住者は免除されており、これまで、FTIN の記載を不要とするための説明が別途必要とされていた。

- ・ 米国と情報交換に係る条約締結がない
- ・ FTIN を付与しない
- ・ FTIN を提示しないことを米国に要請し、IRS 公表の承認リストに掲載されている
- ・ 政府・国際機関・中央銀行・米国属領居住者等

今回の新様式において、上記いずれかの免除規定に該当する場合には、当該ボックスにチェックすることにより、FTIN を提供しないことを説明したものとみなされる。なお、日本は、FTIN を提示しないことを米国に要請し、IRS 公表の承認リストに掲載されているため、日本の居住者であれば米国での口座開設時に当該チェックボックスへのチェックが可能であるが、適格デリバティブディーラー（Qualified Derivatives Dealer：以下「QDD」）として提出する様式 W-8IMY においては、別途 FTIN 記載ルールが存在するため留意が必要となる。

### 3. 様式 W-8BEN のその他主な変更点

様式の署名欄に署名権限を有する代理人である旨を宣誓するためのチェックボックスが追加された。

インストラクションには、Line 10 の租税条約に基づく特別税率及び要件として記載が必要となる、恒久的施設に帰属しない事業利益または収益や、送金ベース課税における租税条約の適用についてなどの具体例が追加されている。

### 4. 様式 W-8BEN-E のその他主な変更点

Line 4 に記載すべき第 3 章ステータスの政府の分類が、「政府」（Government）から、「外国政府 – 管理されている機関」（Foreign Government - Controlled Entity）及び「外国政府 – 主要な一部」（Foreign Government - Integral Part）に変更された。

さらに、Line 14b に記載すべき租税条約に基づく恩典制限（Limitation on Benefits：以下「LOB」）条項の選択肢として、新たに「条約に LOB 条項なし」のチェックボックスが追加された。当該チェックボックスは、米国との租税条約に LOB 条項がない国の居住者が使用することとなる。

インストラクションには、Line 15 の租税条約に基づく特別税率及び要件として記載が必要となる、恒久的施設に帰属しない事業利益または収益に係る具体例が追加されている。

### 5. 様式 W-8ECI のその他主な変更点

Line 4 に記載すべき第 3 章ステータスの政府の分類が、「政府」（Government）から、「外国政府 – 管理されている機関」（Foreign Government - Controlled Entity）及び「外国政府 – 主要な一部」（Foreign Government - Integral Part）に変更された。

また、Line 12 には、米国非居住者による米国実質関連所得とみなされる上場パートナーシップ持分の譲渡を実行する証券ディーラーであり、かつ、内国歳入法第 1446 条(f)で求められる源泉徴収税の免除を申告するためのチェックボックスが設けられた。

### 6. 様式 W-8IMY のその他主な変更点

Line 9b には QDD である場合の FTIN 記載欄が追加された。QDD は以下の要件全てに該当する場合、FTIN を記載もしくは FTIN が発行されていない理由を説明しなければならない。

- ・ 自身が金融機関の米国事務所もしくは支店の口座保有者である
- ・ 様式 1042-S の報告対象となる米国源泉所得を受領する
- ・ 様式 W-8IMY を財務省規則第 1.1441-1(e)(2)(i)に基づく最終受益者としての源泉徴収証明書として提出する

また、前述の内国歳入法第 1446 条(f)に関するガイダンスの追加や QDD・適格証券貸付業者（Qualified Securities Lender：以下「QSL」）に係る法令の経過措置期間の延長により、様式 W-8IMY Part III の QI としての宣誓項目が大幅に変更されているが、多くの QI にとってはこれまで通り、1099 報告・バックアップ源泉徴収義務の引き受けなしとする項目へのチェックという点では影響は少ない。以下、Line 15 における旧様式との宣誓項目比較表を参照のうえ、新様式上の宣誓チェック項目を確認いただきたい。

Line15	2021 年 10 月版	2017 年 6 月版
第 3・4 章源泉徴収義務の引き受け	a	a
PTP からの分配・持分の譲渡に係る源泉徴収の引き受け	b、c	-
QSL としての源泉徴収義務の引き受け	d	f
第 3・4 章及び 1099 報告・バックアップ源泉徴収義務の引き受け	e	g
1099 報告・バックアップ源泉徴収義務の引き受けまたは FATCA 報告実施	f	b
1099 報告・バックアップ源泉徴収義務の引き受けなし	g	c
（1099 報告・バックアップ源泉徴収義務の引き受けなしのケース）FATCA 報告実施	h	d
（1099 報告・バックアップ源泉徴収義務の引き受けなしのケース）下流金融機関による FATCA 報告実施	i	e

#### おわりに

QI である日本の金融機関において、今回の新様式の公表によって記載内容が大きく変更されるケースは多くないと思われる。ただし、来年 2022 年は、2017 年から 6 年間締結されている QI 契約の契約期間が終了する年となるため、多くの QI にとって重要となる新 QI 契約の公表が待たれる。なお、2023 年 QI 契約には、当ニュースレターにて触れたパートナーシップ持

分の譲渡に係る源泉徴収義務の引き受けの開始や米国実質関連所得におけるプール報告を可能とする変更が含まれると想定される。引き続き QI にとっては注視すべき 1 年となりそうだ。特に QI として上場パートナーシップからの支払を仲介している場合には、対応事項は多く、また、最終投資家は米国での申告義務が回避できない状況になり得るので、注意されたい。

デロイトトーマツ税理士法人では、各種様式及びインストラクション等の参考和訳を作成し、契約を締結している金融機関に提供を行っている。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、相談いただきたい

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

#### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	<a href="mailto:ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp">ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko1.enomoto@tohatsu.co.jp">junko1.enomoto@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp">mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	近藤 祐美	<a href="mailto:yumi.kondo@tohatsu.co.jp">yumi.kondo@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人 (総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク (総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001